

千葉県告示第646号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、次の事業者を指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示します。

令和2年8月11日

千葉市長 熊谷俊人

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
東京海上日動みずたま介護ST千葉 千葉県千葉市稲毛区穴川3-5-27 上総ビル2階A号室	東京海上日動ベターライフサービス株式会社 東京都世田谷区用賀4-10-5 中村 一彦	令和2年 9月1日	1210104822	居宅介護 重度訪問介護